## 横浜市立本宿小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月10日(月) 見直し日 令和 4年2月22日(火)

### Ⅰ いじめ防止に向けた考え方

## ・いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## ・いじめ防止のための基本的な方向性

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

#### 2 組織の設置および組織的な取組

#### ・組織の構成

「いじめ防止対策委員会」は、学校経営の基盤となる教務会を活用することとする。構成員は、学校長、副校長、教務主任、教務部、学年主任、児童支援専任教諭、養護教諭とする。必要に応じて 心理や福祉の専門家の参加を求める。

### ・組織の役割

いじめの未然防止、早期発見に向けて情報の収集、発信、記録、対応を計画実施する。いじめの疑いのあるときは担任や一部の教職員で抱えることなく、いじめ防止対策委員会に速やかに報告し、判断、調査、対応にあたって委員会が中心になって組織的に取り組む。教職員の「いじめ」に対する意識向上のための研修会を行うとともに、毎月の「いじめ防止対策委員会」や職員会議「児童理解」の時間を活用し、全職員での共通理解を図る。

### ·年間計画

11251	
月	内容
4	組織の役割の確認、新年度の児童の実態把握・情報収集
5.6	・「きいて!きいて!月間」横浜プログラム「学校生活アンケート」や「心のアンケート」を活
	用して、児童が困っていることを把握し、支援を検討する。
	・児童会活動を中心に、「居心地のよい学校」について子ども自身が考える。
7	・各学年での情報モラル教育を実施する。
	・個人面談による保護者、児童の教育ニーズの把握
	・夏季研修YPアセスメントによる児童理解研修
8.9	・夏季休業明けの児童の実態の共通理解
	・横浜プログラム「SOSの出し方・受け方教育」の実施
	・横浜こども会議への参加(本中ブロックでの会議、旭区小学校での会議)
10	・各学年児童の実態把握、事例検討
11	「いじめ解決アンケート」を実施し、いじめの早期発見に努める。アンケートをもとにした児
	童理解、全児童との面談
12	各学年の児童の実態把握、人権週間の取り組み
	個人面談による保護者・児童の教育ニーズの把握

1	「きいて!きいて!月間」横浜プログラム学校生活アンケートや「心のアンケート」を活用し
	て、児童が困っていることを把握し、支援を検討する。
2	各学年児童の実態把握、児童理解
3	学級編制、次年度に向けてのまとめと引き継ぎ
	いじめ防止基本方針の点検・見直し

※その他 保護者への情報モラルの啓発を行う。

## 3 いじめの未然防止及び早期発見のための取り組み

## ・いじめの未然防止

児童の誰もが安全に、安心して学校生活を送ることができるように人権教育全体計画及び指導計画、道徳教育全体計画、特別活動全体計画、豊かな心の育成推進プランなどに沿った教育活動を進める。また日頃の教育活動を通して、児童自らが問題を解決できる力を身につけ、他との違いを認め、自尊意識を高められるような授業づくりに努める。

異学年活動の「スマイル活動」や児童会活動による「あいさつ運動」を通して望ましい人間関係を構築し、自己有用感を高められるよう支援する。学校の決まりやスタンダードの見直しを図り、学習・生活規規範指導の徹底を図る。携帯電話、インターネットなどの正しい使い方などの情報モラルの教育を推進し児童・保護者の意識向上に努める。

横浜プログラムの「学校生活アンケート」を定期的に実施し、児童が日頃抱えている困り感などを把握する。また、学級の実態に応じてYP(子どもの社会的スキル横浜プログラム)を実施し、人との関わり方や自他を大切にする心を育む。

子どもの社会的スキル横浜プログラムの例―「ふわふわ言葉とチクチク言葉」「欠点も見方を変えればよいところ~リフレ―ミング~」

### ・いじめの早期発見

遊びやふざけ合いがいじめにつながることが多く、大人にはわかりにくい形でいじめが行われることを教職員が認識する。小さな兆候であってもいじめではないかという疑いを持ち、早い段階から的確に関われるようにする。

毎月の「いじめ防止会議」や職員会議で各学年の児童の様子について共通理解を図り、実態を把握して適切に関わるようにする。

「学校生活アンケート」や「心のアンケート」、「いじめ解決アンケート」などから児童に寄り添い話を聞き、いじめの早期発見に努める。また、「いじめ解決アンケート」をもとに、児童全員から話を聞く機会をつくることで、いじめを見逃さないようにする。「お悩み相談ポスト」を設置し、児童が悩んでいることを手紙でも伝えることができるようにする。それらの取り組みを通して、いじめを含め、日頃児童が困っていることを周囲の大人に伝えることができるようにしていく。

子どもからの相談には、学級担任だけでなく、学年職員、児童支援専任、養護教諭、専科教諭、 栄養教諭、技術員、事務職員、学校カウンセラー、教務主任、学校長、副校長など、すべての教職 員が対応するようにし、いじめを早期発見する。そのために、日ごろからさまざまな立場の教職員 が児童と関わりをもつようにする。

### ・いじめに対する措置

- (1) いじめの疑いがあった場合や、いじめに関わる相談を受けた場合は、児童・保護者からの 訴えを抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに学校いじめ防止 対策委員会に報告・相談し、組織的かつ迅速に対応する。また、教職員がいじめを発見し た場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、学校いじめ防止対策委員会に報告す る。
- (2) いじめ防止対策委員会で決定した方針や役割分担をもとに、早急に事実を確認する。
  - ① 被害児童・保護者の苦しい気持ちを理解し、受け止めながら事実を正確に把握する。
  - ② 被害児童・保護者の意思を尊重した上で、加害児童への事実確認を行う。
  - ③ 加害児童に当該行為を直ちにやめさせるとともに、相手の心の痛みや苦しみを知ることができるように指導する。また、どんなことがあってもいじめは決して許されないという毅然とした態度で指導し、二度と同じことをしないという気持ちを醸成する。その際、いじめを行った背景も考慮し、指導する。
- (3) いじめを受けた児童には、学年全体・学校全体で心配や不安を取り除き、安心して教育を 受けられるように支援する。
- (4) 被害児童、加害児童の保護者には、事実関係を報告し、見守りを依頼するなどして、いじめ解決のために保護者と連携して対応する。
- (5) いじめにより心身や財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会及び所 轄警察と連携して対応する。
- (6) 被害児童·保護者の心に寄り添った支援や、加害児童·保護者に対する指導や支援を継

続的に行う。

# ・いじめの解消について

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、関係児童・保護者に面談などを通して継続的に状況確認を行う。

また、いじめ防止対策委員会は、担任や学年職員と連携して、いじめが「解消している」状態を確認する。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

### ・研修の実施

いじめ防止対策委員会の年間計画をもとに、児童理解研修(YPアセスメント)、いじめ防止研修を実施する。

# ・学校・家庭・地域連携事業の活用

いじめについて、保護者や地域の方々と情報を交換し共有していく。学校とPTAが連携し、スポーツフェスティバル等の学校行事に取り組み、協力関係を築いていく。

# 4 重大事態への対応

いじめが犯罪行為にあたると認められるような場合や、児童の生命、身体財産に重大な被害が 生じるような場合には直ちに警察に通報するとともに教育委員会に報告する。「いじめ防止対策委 員会」を中核にして迅速に対処するとともに再発防止に視点をあてた調査を実施する。調査の結 果を教育委員会に報告するとともにいじめを受けた児童や保護者に対して明らかになった事実関 係を報告する。

## 5 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。